

平成30年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成30年12月11日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	参事	森本陽子
--------	------	----	------

説明のため出席した者

総務部長	山本昭彦	総務部理事	山口功
(総務課)			

課長	荒木秀一	係長	石川俊介
----	------	----	------

企画財政部長 久保平敏弘
(政策企画課)

課長	荒木隆	課長補佐	福本美也子
----	-----	------	-------

係長	尾田光洋	係長	伊藤央
----	------	----	-----

(税務課)

課長	山崎昇	課長補佐	梶尾和美
----	-----	------	------

係長	原雅美	係長	荒木啓二
----	-----	----	------

住民福祉部長 松邨清茂
(住民環境課)

課長	宮崎伸之	課長補佐	小林純子
----	------	------	------

係長	池田麻夢		
----	------	--	--

(福祉課)

課長	細田愛二	課長補佐	山口聡一郎
----	------	------	-------

係 長 江 口 美和子
(こども政策課)

課 長 村 田 ゆかり
主 査 志 田 瞳

健康保険部長 中 山 庄 治
(健康保険課)

課 長 志 田 純 子
課 長 補 佐 木 澤 奈津代

建設産業部長 緒 方 哲
(産業振興課)

参 事 川 内 佳代子
係 長 山 口 亮
(土木管理課)

課 長 中 尾 盛 雄
係 長 山 下 泰 明

教育委員会次長 森 川 寛 子
(教育総務課)

課 長 宮 司 裕 子
係 長 金 子 寛 之
(生涯学習課)

課 長 青 田 浩 二
係 長 日 高 拓 郎

(議事課)

課 長 富 永 正 彦

本日の委員会に付した案件

議案第 70号 平成30年度長与町一般会計補正予算(第4号)

開 会 9時28分

散 会 16時06分

係 長 島 美 紀

課 長 補 佐 北 野 靖 之

課 長 補 佐 藤 崎 隆 行
係 長 松 田 祐 貴

建設産業部理事 中 嶋 敏 純

課 長 補 佐 久 松 勝

課 長 補 佐 田 中 廣 幸

教育委員会理事 金 崎 良 一

課 長 補 佐 峰 修 子

課 長 補 佐 和 田 久 美 子

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。早速、議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算第4号の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めますが、本案につきましては部単位で行うことにいたします。したがって最初は総務部でございますが、それぞれ説明を最初に終わってください。それから一括質疑をいたします。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

皆様おはようございます。それでは早速、議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）総務課及び選挙管理委員会所管につきまして御説明をいたします。それでは長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書に沿って御説明いたします。

8、9ページをお開き願います。歳入14款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金379万9,000円でございます。これは平成31年4月に執行予定の長崎県議会議員一般選挙施行に伴います選挙事務委託金でございます。選挙執行経費のうち投票所、入場券の作成、郵送費、これをはじめとして平成30年度中に執行が見込まれる相当額について計上をいたしております。

続きまして歳出でございますが、18、19ページをお開き願います。2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費でございますが、これは人事異動等に伴う人件費について計上をいたしております。次に20、21ページをお願いいたします。2款4項3目長崎県議会議員一般選挙費では、現在、この統一地方選の日程につきまして国会の方で審議がなされておまして、今のところ告示日が平成31年3月29日がもっとも有力であるとされております。そういったことから、今年度中に支出が見込まれるものにつきまして計上をいたしております。内容としましては、期日前投票所の設置に伴う経費、投票所入場券の作成費、郵送料、ポスター掲示場の作製、設置、管理委託料など、総額で439万8,000円を計上いたしております。同じく4目長与町議会議員一般選挙費では、選挙準備に要する時間外手当のほか、立候補予定者説明会及び事前準備に伴う経費といたしまして107万1,000円を計上いたしております。続きまして36、37ページをお開き願います。補正予算に係る給与費明細書でございます。まず特別職についての給与費明細でございますが、議員につきましては、議案第67号の期末手当の改正に伴い107万3,000円の増額、その他の特別職につきましては選挙執行に伴う報酬といたしまして18万2,000円の増額、合計では125万5,000円の増額でございます。続きまして38、39ページをお願いいたします。一般職についての給与費明細でございます。給料は471万8,000円の減額、職員手当は370万円の増額、共済費は587万3,000円の減額、合計では689万1,000円の減額でございます。内容は給与改定、期末手当の改正、退職新規採用など任用の異動等、それから時間外手当によるものでございます。なお40、41ページの方には給料及び職員

手当の増減額の明細がございますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。また、42ページから45ページにかけて、給料及び職員手当の状況につきまして記載をしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。以上で総務課選挙管理委員会所管の補正予算につきまして説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。ページを示して質疑をお願いいたします。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

18、19、20、21ページ辺りで県会議員選挙、町議会議員選挙に掛かる経費がいろいろと準備が始まるのかなというふうに思うんですけども、4年前と比べて町内の例えば住居、北陽台団地等が新たに出来たり、そういったことで例えば公営掲示板の場所とか数とかについて何か考えが、これでいいのかというような構想があるのかどうか、併せて投票率の向上についての何らかの対策なども検討されていこうとされていこうとしているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今、御質問の公営掲示場、ポスター掲示場のことだというふうに理解をしております。こちらの方は設置に関する基準というものが法令等に定められております。町内の面積、投票区的面積、それから有権者の数ということで定められておりますので、長与町全体ではそれをトータルして68か所、4年前と変わらない状況でございますので、前回と同様な形での設置を考えております。また啓発等に関しましては、なかなか近年投票率が向上しないというところが、私ども頭が痛いところでございます。こういったのを今踏まえて、若年層というところ、県を含めて一緒になって取り組んでおります。高校の授業におきまして選挙講話を行っておるとか、また、近年ちょっと行えてないんですが、小学校辺りでの模擬投票、こういったところも念頭に置きながら行ってまいりたいと思っております。要は選挙に際しましては、町の明るい選挙推進協議会というところが選管と一緒に主体的に啓発を取り組みますので、何らかこれに向けての会議を手前で行って、また実効力のある選挙啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

20、21ページの報酬のところの例えば期日前投票所の投票立会人報酬というところで、何人の何日分かというのをちょっと示していただければ。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

長崎県会議員一般選挙費の1節報酬のところでございますが、期日前投票所の投票管理者報酬でございます。今回、期日前投票が3月中に2日間入ってまいります。ですので1日当たり1名の投票管理者で2名分を計上しております。次の投票立会人報酬でございますが、投票立会人を2名置くようにしておりますので2名の2日間の4名分でございます。その次の明るい選挙推進協議会の委員報酬でございますが、これは先程御質問の中でお答えしました選管との明推協ですね、合同会議を行う中で選挙啓発等を策定してまいります。このときに委員16名定数の予算の計上をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程説明の中で言われていたと。ちょっと聞き漏らしたんですが、告示の予定日と、それに伴う投票日ですかね、そこら辺、予測日がもし言えるのであれば言っていただきたい。県議会議員。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

長崎県議会一般選挙ですね、告示日の予定でございます。3月29日、投票日が4月7日でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

併せて下の町議会議員の予定日というのはあるのでしょうか。言えるのであれば答弁願います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

町議会議員選挙、告示日が4月16日でございます。投票日が21日。こちらの方が特例法、国会の方で決まりますので、もう審議が終わってるようでございます。まだ公布がされていないという状況でございますので、予定ということで御理解願います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。

それでは総務部につきましては質疑なしと認めます。これで終わります。

お疲れ様でした。20分まで休憩します。

(休憩 10時11分～10時18分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じ、委員会を行います。

企画財政部の所管につきましての審査を開始をしていきたいと思えます。

最初に荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆様こんにちは。よろしくお願ひいたします。平成30年度一般会計補正予算（第4号）の政策企画課分につきまして御説明を申し上げます。今回の補正については債務負担行為と歳入歳出予算をお願いしておりますけれども、関連がございますので併せて御説明いたします。まず議案の5ページでございます。第2表債務負担行為補正、ここでは長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金でございますが、期間が平成31年度、限度額40万円でございます。続きまして説明書の8、9ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金3目ふるさとづくり基金繰入金でございます。40万円の減額でございます。

続きまして歳出、16、17ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費8目企画費19節町制施行50周年記念事業補助金、これも40万円の減額補正でございます。この補助金は、町内の各種団体等が本町の50周年を記念して自主的に企画し実施する事業に対し5万円を上限として補助を行うもので、その財源にふるさとづくり基金を活用するものです。平成31年1月から12月までの1年間に実施する事業の募集を行ったところ、10件の想定に対し5件の応募がございまして、先般、50周年記念事業実行委員会で補助することが妥当であるというふうに決したところでございます。今年度中に実施予定の2件については既に交付決定の通知をしております。来年度実施予定の3件については債務負担行為を設定した上で今後、交付決定の通知をする予定でございます。また当初の想定に満たなかった5件分の予算につきましては、同様に債務負担行為を設定した上で再度、募集を行いたいと考えております。このため補正予算として歳入歳出予算をそれぞれ40万円減額し、同額の債務負担行為をお願いしているところでございます。以上が政策企画課分です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に財政課、説明。

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

引き続き財政課所管分を御説明いたします。歳入でございますけれども、説明書の8、9ページをお開きください。16款1項7目ふるさと長与応援寄附金、こちらにつきま

しては財政課で一括して計上いたしております。今年度の寄附金の総額を2億円と想定し、当初予算との差額の1億2,000万を計上しております。11月末実績といたしましては1億53万7,000円でございます。次に18款1項1目繰越金は、今回の補正の財源調整のために計上をいたしております。以上が財政課所管でございます。

よろしく御審議の方お願いいたします。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

次に税務課。

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

それでは税務課所管分の補正予算について御説明いたします。補正予算（第4号）に関する説明書の18、19ページをお開き願います。2款2項2目賦課徴収費23節償還金利子及び割引料、還付金として250万の増額計上です。増額の理由ですが、個人町民税、法人町民税で還付申告、修正申告などが例年より多かったことによるものです。増額分を250万とした根拠は平成28、29年度の後期の執行額を比較検討した結果、計上いたしております。税務課所管分は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（岩永政則委員）

説明が全部終わりましたので、ただいまから質疑を受けていきたいと思っております。

ここは一括質疑を行いますので、ページを示して質疑をお願いをいたします。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

予算書5ページの債務負担行為の中にあります町制施行50周年の町民の自主企画の補助金、これは31年度に予定してる分ということと、それと併せて説明書の17ページにも関連する、これ減額なんですけれども載ってまして、御説明の中で5件応募があった中で2件は30年度、残りの3件を31年度に計画と言いますか、するということですが、概略で結構なのでそれぞれどういったことが今後、町民の中で実施しようと思われているのかのちょっと御説明いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回申請がございました5件の事業概要でございますが、まず、今年度中に実施される2件につきましては、長与バスケットボール祭りが3月に実施されます。概要としてはバスケットボールの普及、競技力の向上を目的と例年開催をしているんですけども、今回50周年を記念して対象年齢を拡大して実施をされるということでございます。もう1つがジュネス弦楽アンサンブルによるスプリングコンサート、これも3月の予定でございます。こちらも例年開催しているものに50周年を祝う曲を選曲し、演奏をする

ということが予定されております。これらにつきましては町のホームページの方でも既に紹介をさせていただいております。続きまして、来年度実施予定分の3事業でございます。1つはフェスタ in 高田の運動会が10月に予定をされております。それから長与プラム混声合唱団創立25周年記念演奏会、初めて開催をされるということだそうで、今回の50周年に合わせて文化ホールで開催の予定でございます。今のが11月の予定です。3点目が西高田敬老会の記念歌謡ショーということで、老人の長寿をお祝いする例年の取組の中で歌謡ショーを新規プログラムとして開催をされると、これが9月の予定でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

8、9ページのところのふるさと長与応援寄附金の増額のことですけれども、今11月末現在で1億53万7,000円、当初の予算が8,000万で1億2,000万を増額されておりますけれども、どこの自治体も12月これからとても増えるというふうには全国的には聞いておりますけれども、ものすごく金額を大きくしたような感じがするのですけれども、昨年の実績等も踏まえてということでしょうけれども、その辺の積算の理由といえますか、昨年のも踏まえてかなと思います教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

ふるさと長与応援寄附金の予算計上につきましては財政課の方で一括して1億2,000万、今回計上してるわけですけれども、実際その積み上げにつきましては、産業振興課の方が取りまとめをしておりますので、もしよろしければ今後、歳出の方が説明がございましたので産業振興課の方でお伺いしていただければと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。いいですね。

それでは質疑なしと認めます。企画財政部を終わります。お疲れ様でした。

40分まで休憩いたします。

（休憩 10時29分～10時40分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き住民福祉部の説明を求めます。最初に住民環境課。

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

おはようございます。それでは住民環境課所管について御説明をさせていただきます。

平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）債務負担行為補正について御説明をさせていただきます。5ページの方をお開き願います。第2表債務負担行為補正の事項2段目でございます。コンビニ交付システムの開発業務委託料でございます。期間としましては平成31年度、限度額2,128万5,000円でございます。現在、住民サービスを行っております自動交付機の運用が今後終了することとなることから、住民の多くが利用するコンビニに各証明書を発行するシステム構築をすることによりまして、住民の利便性を高め、より良いサービスの提供を行うための導入でございます。また、今回お願いいたしました経緯といたしましては、平成31年度におきまして稼働ができれば特別交付税の措置があり、財源確保の面からしても有利であるということからお願いした次第でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

住民環境課が終わりましたので、次に福祉課。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

それでは平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）の福祉課所管分について御説明をいたします。今回の補正につきましては障害者福祉に関する給付費、そして社会福祉協議会関連費並びに臨時福祉給付金の精算に係る補正でございます。まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち2番目の障害者自立支援給付費負担金と、その下の同じく過年度精算分が福祉課所管でございます。厚生医療の給付見込みによります増額と前年度実績に基づく国庫負担金の増額精算分で、国庫負担率はいずれも2分の1となっております。続きまして下の方の14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち2番目の障害者自立支援給付費負担金と、その下の同じく過年度精算分が福祉課所管でございます。国庫負担金同様、対象事業の給付費増によるもので、こちらは県費負担率が4分の1となっております。

続きまして歳出の方を説明いたします。22、23ページをお開き願います。3款1項1目19節負担金、補助及び交付金は全て福祉課所管でございます。長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、職員の任用期間延長として、給与改定及びベースアップ分によります人件費の増額分を計上いたしましたものでございます。次に老人福祉センター運営補助金につきましては、早急に対応を要する設備の補修が発生をいたしましたことから、その改修費用に係る増額補正でございます。続きまして、2目20節扶助費の自立支援医療費につきましては厚生医療に係る増額補正で、増額の主な要因としましては生活保護受給者で更生医療を受けられる方が増加したものであるものでございます。次のページに移りまして、6目23節償還金、利子及び割引料でございますが、29年度まで実施をしておりました臨時福祉給付金事業の実績に伴います事務費に係る返還金と給付費に当たる部分の事業費の返還金でございます。以上が今回福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、こども政策課。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）のこども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。今回の補正は平成30年度事業費の変更が3件、県費の単独補助金が1件、ほかは29年度補助金実績に伴うものでございます。それでは説明書の6、7ページをお開きください。まずは歳入でございますが、13款1項1目2節の保育所運営費負担金528万円、並びに3節の児童手当負担金84万6,000円がこども政策課所管です。いずれも国庫負担金の過年度精算に伴う追加交付となっております。次に13款2項2目2節の児童福祉費補助金、マイナス688万3,000円がこども政策課所管です。平成30年度の子ども子育て支援交付金でファミリー・サポート・センター事業と子育て支援拠点事業、一時預かり事業の変更に伴うものでございます。補助率は国費3分の1となっております。次に14款1項1目2節保育所運営費負担金がこども政策課所管分です。いずれも県費負担金の過年度精算に伴う追加交付です。保育所運営費負担金が補助率4分の1、施設型給付費が2分の1県費負担となっております。8、9ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金がこども政策課所管です。1行目の認可外保育施設ほのぼの育成事業費補助金は県費補助の廃止によるものです。2行目の子ども子育て支援交付金は国費同様、ファミリー・サポート・センター事業並びに子育て支援拠点事業と一時預かり事業の変更に伴うものでございます。県費の負担は3分の1となっております。

次に歳出の御説明を申し上げます。22、23ページをお開きください。3款1項1目23節償還金、利子及び割引料1万9,000円と2目23節償還金利子及び割引料423万6,000円がこども政策課所管分です。いずれも29年度補助金実績に伴う返還金となっております。次に24、25ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策課所管分です。13節ファミリー・サポート・センター事業委託料は登録人数が1,000人を超えて事務量が増えていることから、パート賃金等の増を行うよう委託の変更をする予定としております。23節は全て29年度補助金実績に伴う返還金です。次に2目児童福祉運営費も全てこども政策課所管です。19節負担金、補助及び交付金ですが、地域子育て支援センター事業補助金は2か所中止としたこと、一時預かり事業補助金は4か所中止としたことから、それぞれ減額補正としております。23節償還金は29年度補助金実績に伴う返還金です。次に28、29ページをお開きください。4款1項3目母子衛生費23節償還金、利子及び割引料がこども政策課所管です。29年度補助金実績に伴う返還金です。以上がこども政策課所管分として補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

住民福祉部の説明がこれで終わりましたけれども、ただいまから質疑を受けていきたいと思えます。一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。5ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

債務負担ですけども31年度までということで現状の契約、恐らく何年かにまたがって契約されてるのかなと思うんですが、そこら辺の状況をちょっと教えていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

御説明いたします。今回、債務負担行為をさせていただいた行為というのが、本年であれば31年度事業として計画を立てておったんですが、設計等を早目にして、これが国の認可作業がございまして、1日に6件程度の認可しか作業ができないということで、申請をした順に審査に入ることになっております。この件が今のところ予定で国の方が500件の自治体が31年度に申請をするのではないかという報告を受けております。その関係で申請が早いもの順ということになりますと、31年度に事業開始する時期が1日に6件と計算しますと2か月から3か月程度の審査時間が掛かるということになりまして、31年度の事業として間に合わないことがケースとして考えられると。そうなりますと、特別交付税の措置が31年度に実施できなければ対象とならないと限定されておりまして、それに基づきますと今年度債務負担を契約させていただきまして、設計等に入らせていただければ、より早くその申請ができるのではないかとということで、事業の方の債務負担行為を上げさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

予算書5ページの債務負担行為のコンビニ交付システム開発関係なんですけれども、御説明の中で、今後、自動交付機を廃止してコンビニ交付に切り替えていく方向だということなんです。自動交付機がもう何十年もずっと続いていることで、町民の皆さんがもう周知と言いますか、定着しております。廃止する場合に十分住民の皆さんにお知らせしとかなないと、わざわざ出てきて、あらもう使ってないということになりますと、苦情等がくるんじゃないかという恐れがありますが、その辺りの対策というのは充分検討されているものなのか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

議員がおっしゃるとおりでございまして、今現在、自動交付機の方が年間1万1,7

00件、29年度におきまして実績がございます。これだけの使用量が発生しておりますので、この周知につきましては十分検討する必要があるということを認識しております。その関係もございまして、今回のコンビニ交付につきまして債務負担をし、早急な周知を図れるような体制を考えておりますものですから、その周知期間ということも必要でございます。そういうことで早目の対応をしたいということで、今回のコンビニ交付に関しましてはマイナンバーカードの必要性が出てまいります。現在交付機につきまして、ふれあいカードという形で印鑑登録等をしていただいたときに発行しております。その方々につきまして2万件程度の発行枚数がありますので、その件数の方々をマイナンバーカードに移行していただいて、より良いコンビニ交付の状況をつくっていきたいと。そこに移行していくための周知について今後図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

周知についてまず1点、もちろん広報ながよ等でも周知すると思うんですが、1番いいのは今ある交付機そのものに「これは何年までです」というのをして、実際来られた方が必ず目につくようにするような方法が必要だと思いますが、その考えがあるかどうかと、今後マイナンバーカードをとということですけども、必ずしもマイナンバーカードが要るのか、マイナンバーというのは申請して得る分ですよ。それじゃなくて自分のマイナンバーが何番かというのはもう各個人個人来てると思うんで、それではだめなのか、これいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今おっしゃられた件でございますが、コンビニ交付に関しましてはマイナンバーカードを作っていただいて、そのカードの方を今までのふれあいカードでも同じなんですけども、個人が申請したときに本人であるという証明書という形で発行しておりますので、そのカードを使いましてコンビニ交付の方が発行できるというシステムになっております。そういうこともありますし、今現在、交付機につきましては先程議員がおっしゃったとおり、そちらの方で知らしめをしていく必要があるというふうに認識しております。ただ現在のところ、今回債務負担行為を上げさせていただいた状況でございますので、交付機の方をいつまで稼動するかという形につきましては今後の検討事項になっております。また現在1万1,000件を超える利用がありまして、収入の方も併せもって考えますと、交付機を直ちに閉鎖するという形で財政的な負担になるとは考えておりませんので、今後の契約状況を検討しながら、なるべく早く移行させていただければという

ふうな状況を勘案しまして、計画を立てていきたいというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。7ページ、9ページ、最後25ページまでです。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

説明書の9ページのこども政策課の部分で、ほのぼの育成事業費補助金。これは県の補助事業がもう廃止になったという御説明ですよね。通常、制度の廃止というのは年度末とか、その年度までということかなと思うんですが、12月の補正に出てくるというのは途中で制度が打ち切りになって、ちょっとその辺りの事情が分からない。なぜ12月の補正にこれが出てくるのか。制度のことも含めてお願いしたいと。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ほのぼの育成事業費補助金は、認可外保育所に対して補助をするもので、県が2分の1、町が2分の1で負担を今までしておりました。長与町にはまだ認可外保育園が2か所ございまして、補助金の必要性というところをちょっと考えていたところなんですけれども、県の方の補助金が、30年度、町が当初予算を編成するときには、まだ予定がしてあったんですけれども、30年度スタートする前にこの補助金については廃止をということで通知が県の方からまいりました。当初予算計上の時点では歳入も歳出を組ませていただいたんですけれども、歳入はこれは決定事項として無くなりましたという通知が来ましたので、補正で必ず計上しなければということだったんですけれども、歳出の方をじゃあどうしようかというところで、認可外施設の方は30年度この補助金があるものとして運営をスタートしていたのではなかろうかというところで、長与町も認可保育所以外で認可外の方にもだいぶお世話になっているところもありまして、今年度いっぱい町の方として補助金をこれまでどおり継続して支出をしていこうという方針を決めさせていただきまして、今の時期になってしまったというのがございます。今年度まででしょうか、それとも今年度から廃止にしようか町の補助金自体も、そこの辺を協議をしていたところで、今の時期になってしまいました。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は分かったんですが、県の事務事業評価を見ますと、この「ほのぼの育成事業」というのは29年の評価では、非常に有効で今後も継続するとなっておりますよね。それ多分御存知だと思います。それが、ここは県がどういう意向でなったのかというのを議論する場じゃないんですが、そもそも県がこれを有効だと、今後も継続するという方針だったのが、こういう形になった。もし状況が分かればお知らせいただきたいのと、これ

によって本町の事業なり、あるいはここで預かってる子どもさん方、預かってる世帯に影響はないものか、この辺りはいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

このほのぼの育成事業費補助金は、継続されるものとして30年の当初予算で組んでいたんですけども、年明け、今年になって説明会がございまして、30年度のほのぼの育成事業補助金は30年度から廃止をしますという説明で、詳細にどういった背景というところまでの説明が無かったので、私達も突っ込んで聞いてはこなかったんですけども、30年度から廃止をしますという説明会がございました。園に対する影響というところなんですけれども、金額的に少額の部分というところもありますので、子どもの健康診断とか、あと薬品代、衛生材料費というものが、この補助金が充てられるものですので、これが無くなると園の運営自体がちょっと苦しくなるのかなというところではありますけれども、先日、ちょうど指導監査に行かせていただいたときに、この補助金が県の方がもう無くなるということで、町としてはもう30年度いっぱい廃止を考えてますということをお伝えをしたら、了承と言いますか、分かりましたということで、お返事をいただきましたので、31年度の当初では町の補助金としても計上をしない方向で考えているところです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

25ページの3款2項2目地域子育て支援センター事業補助金というのが2か所中止になって、結構大きい1,568万4,000円、事業費が減額になってるんですが、この分が中止になったことで各児童館に業務が増えたということなんでしょうか。児童館での業務を強化をしたというような、そういうことなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子育て支援センターにつきましては児童館は昨年度29年度から実施をしております、実質30年度からこの2か所が無くなったことによって少しずつ人数が増えているような状況です。全体としては、この2か所で1日平均の親子の利用組数というのが、1つが15組、1か所が5組で合計20組ございました。この20組の部分5か所に分散したと言いますか、少しずつ増えたということで、確かに増えてはいるんですけども5か所に上手に分散したと言いますか、長与児童館についてはちょっと集中して増えたところもありはするんですけども、事務的にはお客様は増えておりますけれども、そんなに影響はと言いますか。今のところは無いような状況で考えております。また、

来年度はちょっと事業内容を、今回の場合は子育て支援センターが入所児童を一定確保するために、保育士の確保をするために、急遽このような体制をとったんですけれども、今の子どもの入所の状況ですとか、支援センターの利用者の状況ですとか、そういったところを見て今31年度はまた組み立てを考えているところです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この2か所を中止して1,500万程度の額を減額しとるわけですね。ほかの児童館の方に、ここに行かれてた方達が利用されてるということで、私、その件で今回一般質問をさせていただいたんですが、結局これだけの減額があつて、多忙になった方の児童館の手当てというのは、例えば答弁でも状況に合わせてパートを増員して対応しているとかいう答弁もあったんですが、パート賃金とかの増額とかの対応というのはどっかの段階でされたんですかね。補正なり何かで。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

上半期の状況を見てパート賃金も増やしていくので、必要な分はパートをどんどん使ってくださいということでお話はさせていただいたんですけども、実績を見ますとそんなにパートの活用というのがなくて、現計予算でも十分足りるということで今回補正の方は上げておりません。12月補正でこれを落とすときに一緒に児童館の分の手当てもしようと思っていたんですけども、現計予算で今足りているというところで、今、いっています。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

考えの中に、ここをやめたことでおそらくお金が浮くだろうというような考えがあったんですよ。だからその分を使ってほかの児童館辺りの体制を強化できないかというような質問をさせていただいたんですが、ここを落とすだけ落として児童館の方は現計予算でそこまで辛抱せんばかなというような気がするんですが、やっぱり需要がそういうふうにあるのであれば、もちろん歳入も落ちてはおるんですけども先程、説明の中でも。支出をこれだけ落とすということは、この分の仕事は各児童館5か所にいっておるわけですから、そこはやっぱり手厚くできないかなと今後の取組として、そういう考えは持っておられないんですか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

29年度からスタートしたというところで一定パート賃金と備品購入費を30年度の当初予算で、今までよりも少し上積みをしたような状況で計上もさせていただいていたというところもあって、今年度は何とか現計予算で足りているというふうに捉えております。今後は子育て支援センターも非常に評判も良くて、アンケート調査もさせていただいたんですけども、児童館という所に初めて通ってみてすごく良い所だったんですね、という声もたくさんいただいております。ここもちょっと強化もしたいというところで、31年度の当初予算ではもう少しパートを入れた形で予算のお願いをするようには考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

町内の非常勤職員の実態をちょっと調べてみたんですけども、やっぱりこの児童館の厚生員と、もう1個保育専門員ですけど、ここら辺が相当処遇が厳しいというか、勤務時間が長い中で働いておられる。あとはもう短い時間で結構週31時間ぐらいというのが標準的に、いろんな方がそれで働いておるという実態があって、一般質問の答弁の中では、厚生員の処遇を変えればほかも全部いじらんといかんごとなるからということで、町長も同様な答弁をされたんですよ。逆にこの構成員とこの保育専門員ですかね。ここら辺がひどく厳しい感じが私はして、ここら辺だけを変えることでほかの人に近づくという感じになろうかなと思うんで、こういう落とす財源がこれだけあるんだったら、もう少し児童館ごとに手当をさせていただいて、その受入体制の強化を図っていただきたいと思うんですが、最後にいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

一般質問の答弁の中でも少し触れたんですけども、保育士の1時間単価と例えば保健師の1時間の単価というのが、かなり開きがございまして、ここが1か月の月給にそのまま反映しているような状況でございます。臨時職員のところは単価が載せてあるのもう御存じかと思うんですけど、保育士が今1時間880円、保健師が1,220円ということで元々の1時間単価の部分はかなり保育士というのが処遇が私も悪いなということで、前回、保育専門員ともお願いをして増額をさせていただいて、保育士の単価も840円を880円に、30年度は保育士に限って処遇の改善というのを図らせていただいたところでございます。今後も保育士の処遇改善、民間の方もかなり進んでおりますので公立の方も併せて処遇改善を図っていければなというふうに努力をしていきたいと思っております。児童館の方もまた、今、上半期終わって下半期に入ってちょっと来館者数も増減もあっておりますので、もう少しその辺りは見極めをさせていただいて、手当が必要などころにはちゃんと配置をしようと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページの老人福祉センター運営補助金というところで、早急に改修が必要な云々ということでしたけれども、具体的にどういうことがあってるのか、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

改修が4か所ございまして、まず1つがトイレの土間排水のトラップが詰まったこと
によって排水がいかないということでのトラップの修繕です。それと2階トイレの換気
扇の故障によりまして匂いが充満すると、トイレ内に、というのの改修。そしてセンタ
ー入口の壁が剥がれ落ちてる部分の補修です。それと1階の男子トイレの側面のタイル
が剥がれてきて落下の危険性があるということで、その補修の4件になります。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと条例で見たら老人福祉センターに関するのは丸田荘もあるし、多分、嬉里に
ある社会福祉協議会の建物もある。そっちの社会福祉協議会と同じ建物の方の改修に当
たるのか、これはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今言いました4か所は全て社会福祉協議会が入っている建物の分になります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の御説明ですと1階や2階だということなりますけれども、社会教育福祉協議会の
予算の中でするものと老人福祉センターでするものの、きちっとした区分けというの
はあるんですかね。今回は老人福祉センターの運営費の予算でやるという根拠の
ところをちょっと御説明いただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

社会福祉法の規定によりまして社会福祉法人に対する助成というのがあります。それ

で長与町社会福祉法人の助成に関する条例ということで本町でも条例をつくっておりますけれども、その中では細かな規定はございませんが、社会福祉協議会の方から修繕箇所等そういった運営に関する部分についての補助ということで、こちらの方で審査をさせていただきます。妥当なものについて助成を行っているという状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ちょっと今に関連してですけども、老人福祉センター、耐用年数だいぶ過ぎてるのかなというふうに思っておりますけども、企画でやってる公共施設等管理計画とリンクして、年次計画的なものを入れて長寿命化あるいは改修等々のリンクした対応というのは今はされていないのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

老人福祉センターの建物につきましては、この前の企画の方で行われました調査がございましたけど、その審査結果で屋根の防水の部分、それと外壁の部分ということで主なことで出たんですけど、外壁については結構早いうちの対応が好ましいというような結果が出ております。それにつきまして社協の方とも協議をさせていただいてるんですけども、外壁の点検等を行いたいというようなことで話っております。そういった部分はもう外に剥がれ落ちる部分については確かに早急な対応が必要かと思っておりますので、ただ、どうしてもはそこが多額の費用が掛かるものですから、ただ安全性を確保しないといけないものですから、そこはもう既に社協の方とも協議をいたしまして、今のところは協議段階なんですけれども、いつやるかというのはまだ今のところでは決まっていんですが、一応協議は進めているところです。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

24、25ページの3款民生費2項2目一時預かり事業補助金の減額というところなんですけれども、4園が中止したということで間違いないでしょうか。そこで中止した側の理由とか、その園が中止したことによるその利用者、ほかの今されてる所に行ったとか、元々利用者が少なくてとか、保育士の面とか、理由があると思うんですけども、その内容を教えていただけますか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この一時預かりというのは今、長与町内全園、昨年度まではさせていただいてたんで

すけれども、入所児童が多い所はなかなか一時預かりまですることができない。しかしながら補助金をもらってる以上は2人の保育士がここの一時預かりの方に勤めなければならないということで、この4園については入所の方をちょっと頑張りたいということで、一時預かりの方のニーズになかなか応えることができないということで止めるような形になっております。小学校区ごとに1か所ずつは必要というところでバランスを考えながら、止める止めないということは園長会議の中で協議をさせていただいた中で決めさせていただきました。ここの減った部分については高田保育所ですとか、おおとり保育園とか、既に一時保育をされている所の方でカバーが今できているような状況でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

それでは昨年度までは全部の園でされてたということで、現在一時保育をされている園は何園になりますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育所が5か所とこども園が1か所、合計の6か所となります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。

質疑ないようでございますから、質疑を終わります。

住民福祉部はこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。

30分まで休憩をいたします。

（休憩 11時18分～11時29分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいまから健康保険部の審査を行ってまいります。最初に説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

ただいまから健康保健課所管につきまして、長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書により説明いたします。よろしく申し上げます。まず歳入について御説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金は、保険者支援分7,347万2,617円に係る2分の1、3,673万6,308円が負担されるため、差額の306万8,000円を補正いたします。13款国庫支出金3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金21万6,000円は、年金生活者支援給付

金の支給に関する法律により、消費税率が10%に改正されることを前提に交付される給付金支給対象者の判定に必要な所得情報等を支給事務を行う日本年金機構が継続的に把握するためのシステムを改修するための交付金になります。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金は、保険者軽減分1億2,344万4,540円の4分の3、9,258万3,405円と保険税支援分7,347万2,617円の4分の1、1,836万8,154円の合計額1億1,095万1,000円が負担されるため、差額の618万3,000円を補正します。

続きまして歳出の説明をいたします。24、25ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費3目国民健康保険費13節委託料21万6,000円は年金生活者支援給付費に要するシステム改修費になります。3款民生費1項社会福祉費5目国民健康保険28節繰出金1,257万3,000円は国民健康保険基盤安定負担金の額が確定し、保険税軽減分と保険税支援分、合計1億9,691万8,000円を国保特会に繰り出すため、差額の1,233万5,000円の増額分と国保財政安定化支援事業の負担金が確定し、その差額の23万8,000円の増額分の合計額となっております。次に26、27ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費13節委託料157万2,000円は健康管理システムの追加ライセンスの取得とそれに伴うサポート代と歯周病疾患検診項目の変更に伴うシステムの改修費用の合計額となっております。同じく4款1項1目19節負担金、補助及び交付金122万8,000円は病院群輪番制病院負担金の運営費及び設備整備費の増加によるものです。これは主に3医療機関が医療機器を購入し、設備を整備したことによるものです。以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

制度のことが私も余り詳しくないのでちょっとかみ砕いて御説明をいただきたいのが、27ページの委託料の中で、追加ライセンス、それから歯周病、もう1つおっしゃって、ちょっと控えきれなかったんですが、それぞれをもう少しかみ砕いた説明をいただきたいのと、まずちょっとその点をお願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

健康管理システムというシステムを入れております。このシステムは健診、予防接種、そういうのを受けた個人の情報を蓄積してっております。例えば健診を受けてその結果がどうだったとか、予防接種の肺炎球菌はこの人が受けたとか、そういうのをずっ

と蓄積するシステム、あとは発送をしたりとか、例えば肺炎球菌の対象者の方に発送したりとか、そういういろいろなシステムが詰まってる健康管理システムというふうに呼んでおります。それが今15台あります。それを20台に、あと5台増やそうとしております。これは健康管理システムが健康保健課に8台、こども政策課に7台というふうに分けて、その統括を健康保健課でしております。健康保険課分とこども政策課分と合わせて5台あと要するというので、5台追加をして20台にします。本体の健康管理システム、本体を動かすデータベースというのを合計20台に、そして、購入した当初のグレードがそのままになっておりまして、サポート等が切れてる状態になっておりましたので、そのサポートを新たにさせます。ですから5台追加分、そして今現在ある15台分サポートの更新が合計144万2,016円となっております。もう1つが歯周病の方のシステムなんですけども、歯周病疾患の検診票というのが県の歯科医師会の方から送られてきます。この集計の仕方が旧式で、歯肉の状況とか、判定区分というのが、歯肉の状況を健全歯肉出血とか歯石とかいうふうに4つ分けてたんですが、新しくこれが歯肉の出血、歯周のポケットというふうに2つに分かれてしまったんです。ですから統計も新たな方で採らないといけないということで、そこのシステム変更、最終的な判定も変わっておりますので、集計を新たにするために変更させていただきます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

あらかた概略ですけれども理解をいたします。それから19節の病院群輪番制病院負担金の部分で3医療機関が設備を導入したということですが、輪番制の負担とその設備の導入したことの関連性というのがちょっとよく理解できないんですが、その要するに設備を導入したことによる負担金、なぜこの輪番制云々と関係するのかということと、あとこれによって例えば休日等の診療体制が充実するのかどうかとか、その辺りをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず輪番制についてももう一度説明をしたいと思います。まず輪番制は南部と北部に分かれてあるんですけども、現在9医療機関がそれに入っております。特に北部の方を言いますと、長崎百合野病院、原爆病院、井上病院、聖フランシスコ病院、済生会長崎病院です。南部が掖済会、十善会、みなとメディカルセンター、記念病院というふうになっております。この輪番制の事務局は長崎市が持っております。運営費と設備整備費、2つに分かれてるんですけども、運営費はほとんど動かなくて人口割でしております。設備費も今回のように病院の方が何か新たな機具を入れたときに、また人口割みたいな形になっております。今回、病院が入れられたのが、済生会病院が3Dワークステーション

ョン超音波診断装置、人工呼吸器というのを入れられています。記念病院の方が電子内視鏡システム、デジタルエックス線撮影装置。百合野病院がE R撮影装置というのを入れられています。それぞれの病院で大体2,000万以上掛かっているような状態になっています。この機械を入れることでさらに精度が上がりますし、そういう部分で町民の皆さんに返してるというのはあるかと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。いいですか。それでは以上をもって質疑を終了いたします。お疲れ様でした。1時15分まで休憩をいたします。

（休憩 11時43分～13時12分）

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと早いですけども休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいまから建設産業部の審査に入ってまいりたいと思います。

最初に中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

こんにちは。お疲れ様です。それでは、議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。初めに予算書でございます。5ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございます。1番下の方でございますけれども、これにつきましては平成30年5月17日、長崎県林業公社が日本政策金融公庫から利用間伐推進資金として、間伐に係る計画に基づいて実施するために必要な資金として借入れを行いました4,500万につきまして、日本政策金融公庫が長崎県林業公社へ貸し付けを行ったことによりまして、損失を受けた場合に長崎県がその損失を補償する契約が同日なされております。そういうことで長崎県が日本政策金融公庫へ損失を補償した場合に、長崎県が受けた損失補償の一部を関係市町が保障するものがございます。長与町につきましては4,500万円の2万分の62ということで13万9,500円ということになっております。

それでは事項別明細により説明をいたします。初めに歳入でございます。8、9ページをお開きください。1番上段でございますが、14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございます。農地集積・集約化対策事業機構集積協力金ということで167万3,000円でございます。これは歳出の方の6款農林水産業費1項3目農業振興費と関連をいたしますけれども、内容でございますが農地の集積、集約を進めるために農地中間管理事業へ地域を挙げた取組に対しまして補助を行うものがございます。これは地域への支援となります地域集積協力金となっております。この協力金は面積に対する支援となっております。今年度、本川内郷の木場地区22.9ヘクタールにおきまして取り組まれることになっております。この補助金の使い道でございますが、これにつきましては地域の合意に基づきまして集落内の農業振興に関わることにしまして使用できることになっております。

続きまして歳出でございます。18、19ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。こちらにつきましては、ふるさと長与応援寄附金に関します経費となっております。11節需用費3,495万円の増額補正でございます。これにつきましては寄附をいただいた方へお送りします返礼品の購入費ということになっておりますが、これは財政課の方で歳入に計上していただいております寄付金額を当初8,000万から2億円ということに上方修正をしたことによりまして、今回増額補正ということをお願いしております。続きまして12節役務費の合計額4,039万8,000円の増額補正でございます。1行目の通信運搬費2,720万円でございます。これにつきましても寄附見込額の変更に伴います返礼品の発送費用の増額補正ということになっております。続きまして2行目のふるさと納税サイト利用料1,319万8,000円でございます。これにつきましてもインターネットによるサイトを通じて利用されましたときのポータル会社の利用料、それから寄附者の方がクレジット決済を希望されましたときの事務手数料ということに對しましての手数料ということになっておりまして、これも寄附見込額の増額変更に伴いますシステム利用料の増額補正ということになっております。次に13節委託料のふるさと納税業務委託料1,786万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては寄附者からの申し込み受け付け、それから寄附者への返礼品の送付など、一連の業務を代行していただいている委託料ということになっております。現在長与町では、この一連の委託をしているポータル会社が4社ということになっております。続きまして28、29ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費2節給料、それから3節職員手当及び4節共済費でございます。補正額の主な内容となりますが、これは4月の人事異動に伴います産業振興課3名の異動ということに伴いますものでございます。次にこのページの1番下になります。同じく3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金、農地集積・集約化対策事業機構集積協力金167万4,000円でございます。これにつきましては歳入で申し上げました14款県支出金2項県補助金で申し上げた内容と同じでございます。

以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

産業振興課が終わりましたので、次は土木管理課、説明を求めます。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

土木管理課所管分について御説明をいたします。長与町一般会計補正予算に関する説明書の歳出の30、31ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費2節給料から4節の共済費までは人事異動に伴う補正でございます。19節負担金、補助及び交付金の465万1,000円でございます。これは県事業の地元負担金で国道207号塩床地区の工事に伴う負担金です。延長120メートルで、塩床バス停先からの左カーブの部分で和二郎公園手前の部分までの完成に伴う工事の費用となりま

す。以上が土木管理課の所管でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

建設産業部の説明が終わりましたので、一括質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

18、19ページのふるさと納税の部分でお尋ねをします。予定よりも、2億を見込めるほど、このふるさと納税が皆様に御利用いただいているところでは大変良いことなのかなというふうに思っております。ちょっとこの補正にあんまり関係がないのかもしれないんですけど、先日読まれたかと思うんですけど、ふるさと納税に関して同日に同じ記事が2点載ってたかと思うんですね。1つは30%の国の返礼品の率を守らないとこれが交付金に影響してくるというものと、もう1点は偽サイトの分が載ってたかと思うんですが、この2億円見込めるほどこれだけ多くの方が御利用していただけているところ、長与町は被害はなかったのか。と言うか、今後12月はもしかしたら最後のピークになろうかと思うんですけども、この間のセキュリティというか、そういう確認とかそういうものはどういうふうにされてるのかお聞きします。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

質問にお答えいたします。まず偽サイトの件になりますけれども、2日前の時点になります。長与町の商品が全然別のサイトですけれども、私達が使わせていただいているポータルサイトではない偽サイトの方に1件ケースがありましたが、現在そのサイトの方はもう動かないような形で停止の状態ということになっています。2日前の状態ですと、県の方への報告、あとは警察の方への報告、あとそちらを取り扱っている事業者の方にも一応問い合わせがあった場合ということを考えましたので、そちらの方への報告の方をさせていただいております。あとホームページのトップページの方に注意喚起という形にはなりますが、一応、偽サイトの場合がありますのでポータルサイトの方からリンクさせていただいたサイトの方でのお申し込みをお願いいたしますということと、何かありましたら役場産業振興課の方にまずお問い合わせさせていただいてお申し込みをしてくださいということで、ホームページからの注意だけに今のことになっておりますけれども、そちらの方で注意喚起をさせていただいております。3割の分につきましては、現在長与町で取り扱う商品につきましては全て3割以下の商品というふうにさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

○委員（中村美穂委員）

歳入は先程、財政課の方に聞いたんですけれども、担当が産業振興課ということで、歳入は財政課で計上されておりますが、当初8,000万で1億2,000万の増額が見込めるということで補正を上げられているんですけれども、12月が1番最後のどこの自治体も多いというのは聞いているんですけれども、その積算の根拠と言いますか、昨年の実績等も踏まえてらっしゃると思うんですが、1億2,000万円を多く増額ということで計上された根拠を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

しっかりとした根拠というのは無いんですけど、これも先程おっしゃっていただきました昨年からの実績等々から出来たんですけど、11月末までが1億50万ちょっとということで御報告申し上げました。昨年度と11月末までと比べた場合が4.6倍ほどの伸びになっております。12月がどうなのかと、同じように延びるのかなというふうに思ったんですけれども、やはりどうも前倒しで皆さん先に、こんな伸びというのは多分早目に寄附をされた結果もあるのかなというふうにも見ておりまして、そういうところで慎重に検討したんですけれども、昨年12月の約2倍ということでなりますと、12月を1億円ということにしますともう2億になってしまいます。年明けの1月から3月というのが昨年度1,700万ほどあったんですが、1,700万と見込みますと合計で2億1,700万ということになります。ですけれども、そこは一応調整をさせていただきまして2億円という形で計上させていただいたところです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回補正で2億円の寄附金の受け入れ額ということで増額をされておりますけれども、仮に2億受け入れをしたときに、今度歳出の方で増額をされてるんですが、おおまかで結構なんですけど実際いろんな2億いただいて、いろんな支出をして、実際町の財政にどれくらい残るのか試算をされておればお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

この12月の補正分で計算をしていただきたいと思うんですけど、歳入が1億2,000万、それから需用費とか役務費、委託費を合計したところが9,321万6,000円ぐらいございます。その経費率でいくと77.68%ぐらいになります。そんなところで決算時点でどうなるかというのがありますけれども、その収入と支出、経費等ということにしますと76%ぐらいかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今のは経費がでしょ。幾らぐらい要するに町に入っとですか、逆さまな返事をしたらだめですけども、聞かれたように答弁をして下さい。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

今年の方でしたらば4,000万から3,000万ぐらいかなと思っておりますけど、昨年度、元は2億円の寄附があって、ですから3割から4割残るとい形でいきますとそんな形になるのかなというふうに。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

こういうものは厳しくちょっと認識をしとった方がいいと思いますので、3割ぐらいは残るとい認識でよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

寄附の金額から費用を引いた分につきましては、3割程度残るような予定とはなっておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。

それでは建設産業部につきましては質疑はこれで終了をいたします。お疲れ様でした。40分まで休憩をいたします。

（休憩 13時30分～13時38分）

○委員長（岩永政則委員）

少しは早いですけれども、休憩前に引き続き委員会を行います。

教育委員会の審査に入ってまいりたいと思いますが、説明を求めます。

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。13款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金でございます。児童生徒等の熱中症対策としての空調設置に係る新たな交付金として、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が創設されましたので、小学校5校分の事業費と事務費分の申請をしております。2節中学校費補助金でございますが、中学校3校分の事業費と事務費分の申請をしております。8、9ページをお開きください。20款1項4目教育債1節中学校施設整備事業債でございます。これは補助対象事業費から国費を差し引いた残りの事業費についての起債の借入れを予定しております。また単独事業費分につきましても事業費の75%の起債の借入れを予定しております。2節小学校施設整備事業債

でございます。こちらも同様に補助対象事業費から国費を差し引いた残りの事業費について起債の借り入れを予定しております。また単独事業費分につきましても事業費の75%の起債の借り入れを予定しております。

歳出でございます。32、33ページをお開きください。10款2項1目小学校管理費11節需用費でございます。小学校空調設備設置工事の事務費を計上しております。13節委託料、各小学校空調設備設置工事監理業務委託料として690万円を計上しております。15節工事請負費でございます。今回、設置教室数は今後5年間の推計値を参考に、普通教室としての使用が想定される教室と給食室に設置を予定しております。また熱源方式につきましては、導入コストやランニングコスト、メンテナンス費などトータルコストを考えて、EHP方式を基本的に選定することが有効と考えEHPでの工事費を計上しております。10款3項1目中学校管理費11節需用費でございます。中学校空調設備設置工事の事務費を計上しております。13節委託料でございます。各中学校空調設備設置工事監理業務委託料として330万円を計上しております。15節工事請負費でございます。こちら今回、設置教室数は今後5年間の推計値を参考に、普通教室としての使用が想定される教室に設置を予定しております。熱源方式につきましては、導入コストやランニングコスト、メンテナンス費などトータルコストを考えてEHP方式での工事費を計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

次に生涯学習課。

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

一般会計補正予算（第4号）の生涯学習課所管分について御説明させていただきます。説明書の34、35ページをお願いします。歳出でございます。10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費9節旅費10万8,000円になります。こちらは生涯学習課に来ていただいている専門指導員の通勤手段の変更による増額となります。続きまして7項保健体育費1目保健体育総務費19節負担金、補助及び交付金200万円になります。こちらは各種大会参加補助金になりますが、11月に県民体育大会が開催され補助額が確定しましたので増額計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。御審査方よろしく願います。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは、6ページの地方債の補正予算の表の説明をいたします。今回、中学校施設整備事業に関しましては補正前に7,270万円を限度額で計上しておりましたが、今回、中学校の空調設備工事費の起債分1億5,360万円をプラスした限度額を2億2,630万円ということで補正を上げております。7ページをお願いします。こちらにつ

きましては小学校の施設整備事業ということで、今回、小学校の空調設備工事費の起債分ということで3億4,470万円を限度額として起債を上げております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたのでただいまから質疑に入っていきたいと思います。

一括質疑を行いますので、質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

33ページで小学校も中学校もですけども、空調設備の設置工事費ということで計上がなされております。ただいま説明いただいた中でEHP方式で導入を考えてるということですが、このEHP方式とはどういったものか少しかみ砕いて御説明いただきたいのと、それからそれ以外の方式とのコストの比較をされたということですので、いろんな方式があろうかと思うんですが、どのくらい要するにコスト削減効果がこの方式だと見込まれるというところを御説明をいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

御説明いたします。まずEHP方式の説明についてですが、こちらは電気式を通称EHPというふうに言うような呼び方をしております。逆にガス式の場合ですとGHPという言い方をいたします。今回EHP、電気式というものを採用した理由としましては、先程説明した分と重複しますが、まず工事費が安く済むというところ、あと電気代が若干ガス代と比べて安くなるだろうという試算がございます。それとあとメンテナンスのしやすさ、維持管理がしやすいという面から電気式の方が有利であろうということで、現在設計の作業をお願いしているところでございます。コストの試算の差なんですけど、学校によってやはりどうしても建物の構造であったり、設置の方法が違いますので一概に申し上げにくいんですが、全校大まかな試算をした上ではガス式の方がどうしても高くなるということを聞いておりますので、電気の方がまず初期コストが安いという判断と、1番の判断材料になってるのがやはり維持管理のしやすさというところでメリットがあると考えておりますので、現在のところ電気式というところで話を進めております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それから以前、議会の中でいろんな同僚議員からも一般質問が出される中で総費用が以前答弁で3億ないし4億ぐらいというふうに聞いていたのが、今回は6億5,000万ほどですかね。想定よりもかなり引き上がってるなというところが、ちょっと率直に感じるんですが、このあたりの要因というのは何なのかというのを御説明いただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

御説明いたします。現在、実施設計の途中というところで詳細な設計金額は現在のところ出ておりませんが、予備調査をする中で専門の設計業者の方に概算費用を出していただいた金額を基に今回予算を計上しておるんですが、どうしても余裕をもった予算計上といえますか、今後は機器の調達費用とか、全国的な需要が多くなる中で不足額が生じては工事が遅れるというところもございまして、現在想定できる中で最大の費用を予算では確保しておくという考えの下、ちょっと金額的には高い金額で予算を組んでおりますが、今後、実施設計をしていく中で金額が下がってくるだろうという見込みは立てておりますので、そういった中で金額の方は今後、精査していきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。今後の要するに具体化する場合に、もし不足が生じてはいけないということで、若干しっかりと見積もりをされたということで理解をいたします。それからやはり財源の問題でいろいろと皆さん心配されてると思うんですね。先程御説明いただいた国の特例交付金の中身を私もちょっと見させてもらったんですが、国が3分の1補助をすると、残り3分2が地方負担になるんですが、その3分の2のうちの元利償還金の60%は後年度交付税で措置されるというふうな説明が載ってたんです。そうなりますと地方、要するに町の実質的な負担というのは26.7%程度だというふうな資料があるんですが、この数式というのは町も当てはまるのかどうか、何か特別事情が、これとは違う事情があるのか、この辺りを教えていただければですね。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今議員がおっしゃった国費の分というのが、補助の対象経費の分の財源になります。またそれとは別に町の単独事業分というものがありますので、そちらにつきましては事業費の75%の起債を借り入れるということになりますので、残りの25%は一財というふうになります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

町の単独の分もあるということですが、それはそれとして国の交付金に乗れる分ですよ。国の交付金に乗れる部分は26.7%ぐらいというふうに見ていいのかどうか。さっき言ったように3分の1国、3分の2の100%が地方債で見れるというふうにな

っている。その中のさらに60%の部分はあとから交付税で措置しますよというふうな、こういう資料がそのまま当てはまる。区分けができないということなんですかね。いろいろと複雑な制度で例えば、後々、共同調理場があるけどそれはもう見れない、そのことを言ってらっしゃるのか、よく分からないのでお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

お答えします。起債の地方負担の考え方なんです、議員がおっしゃってる分については補助対象経費になる分の3分の1が国庫補助として入ってきて、残りについて起債で借りる。起債を借りた分の元利償還金の60%が交付税措置されるということになるんですけれども、実際、国庫補助の考え方でいきますと、補助対象経費分というものが実工事費ベースと比較すると少ない形で計算がされます。実際に言いますと例えば予算ベースで工事費が6億5,000万円で考えた場合に、補助対象経費相当分でいきますと2億程度になろうかと思えます。ですので、残りの4億5,000万程度の金額の分については単独という考え方をいたします。その単独という部分に対して75%を起債として借り入れを行うことができるという仕組みになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

32、33ページの小学校費と中学校費それぞれ設計監理委託料で補正が組まれておりますが、何をされるのか教えていただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

今回、設計監理委託料という細節名称で計上しておりますのは、工事の監理委託料を計上しております。前回の補正予算で計上した分は設計費用の計上になっておりまして、同じ細節を使っていることによって、ちょっと分かりにくい見え方になっておったんですけれども、どうしても今までの設計費用と監理費用が分かれていたとしても同じ細節を使っておりましたので、それに合わせた形で今回も計上をしたところ、2回に分かれて計上したのために、分かりにくい見え方になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

工事に入ってから監理を現場とかも含めてされてるということですね。そうじゃないかなと思ったんですが、通常施工監理という言葉の方がちょっと私の方に馴染みがあ

ったものですから、確認のために聞かしていただいたんですが、もうこれでいかれるということですよ。これの発注時期というのはいつ頃予定されてますか、その委託の。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

発注時期につきましては工事契約と同じタイミングに発注をしたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

34、35ページの10款7項1目の各種大会参加補助金で11月の県民体育大会ということですが、これは郡の代表ということで行かれてると思うんですが、先行で長与町の人が行ったということになると思うんですが、概ね何種目ぐらいが参加されて、概算でいいんです、幾つの団体が郡の代表として行かれたのか教えて下さい。

○委員長（岩永政則委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

種目でいきますと15種目になります。人数が合計で283名の方に出場していただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

度々空調の問題で申し訳ないんですけども、かなりの額がちょっと支出する形になるというふうに思うんですけども、以前、教育委員会関係で言えば学校の電子黒板とか学校地デジですかね、その辺りを町の方で取り組む時に極力地元業者に発注ができるような対策を取ったという事例があったというふうに思うんですが、今回、これは発注するに当たってそういう地域経済、地域活性化との関連性というのは検討はなさっていく考えなのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

実際に工事に入った場合の業者のお話になるかと思いますが、やはり今私どもが懸念しておりますのは全国的な需用が殺到する中で、受注できる業者が確保できるかというところを最大の懸案事項といいますか、その事業者を確保するというところをまず大前提と考えております。そういった中で、どのような形で地元の業者とか、経済対策で

あったり、そういった観点を組み込んでいけるかというところを今から事業費等見えてくる中で考えていきたいと考えています。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

おそらくある程度の規模のところを受注しないと、そういった工事に携わる人の確保にも影響が出てくるんじゃないかという懸念が当然あるかと思うんです。それで例えば、受注についてはそうかもしれませんけども、そこの方の下請け参入等に極力、長与町なり長崎県南部の同じような経済圏のところの事業所を算入してもらって、職人等ですね、ような、これ強制はできませんけれどもそういう依頼というか、その辺はできると思うので、ぜひその辺りは検討して、せつかく町民のお金が入るんであれば少しでも町内なり、長崎の経済に還元できるようなものもやっぱり考えないといけないので、是非その辺りは今後研究して欲しいと思いますが、再度答弁いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回の空調設置工事につきましては第1目標というのができるだけ早い時期での設置というのを1番に考えて工事を進めていきたいというふうに考えておりますので、あらゆる状況を今から検討していく中で、そういった地元業者等そういったことも課題の1つというふうには捉えておりますが、1番の最優先課題を頭に入れて、今後の事業の方進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。

それでは以上で教育委員会への質疑を終了いたします。

引き続き10分から開始をしたいと思います。

（休憩 14時5分～14時9分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

議会事務局の審査に入ります。説明を求めます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

それでは議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）に係る議会事務局所管分について御説明をいたします。事項別明細の歳出14、15ページをお開きください。1款1項1目議会費でございます。人事異動に伴う職員手当並びに共済費の部分につきましては、人事異動による補正でございます。3節職員手当等のうち、議員期末手当につきましては議案67号で議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例を提出するというを受けまして、年額3.35月分に引き上げをするということで連絡を受けておりましたので、月数に従って差額の期末手当分を計上いたしております。説明としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

期末手当が条例そのものは否決をしたわけですが、これをどうこうじゃなくて、ちょっとお尋ねですが議会費の中で節で、議員報酬という1つのくくりの中に報酬額と期末手当、こういう分け方はされんとですか。もうそういうふうにした所結構あるんですよね。そうせんと、この職員手当等の中に議員の期末手当が入るとということで、この節までぴしっとこういう説明を見れば分かるけども、そういう意味ではもう結構あちこち見てみると、議員報酬のところの節に放り込んで一緒に議員の分として管理しとるというのも、そこら辺は検討をしたことはなかったですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

他市町において議員報酬、いわゆる1節報酬の欄で処理をしている市町も当然確認はして、こういうやり方をしてるんだということで見たことはございます。ただあくまでも1節報酬という部分は議員報酬、その報酬という言葉にこだわるのか、手当という言葉にこだわるのかということで、多分市町がそれぞれされてるんだというふうに思いますけども、うちの場合はこれまでも議員報酬は1節で、期末手当等については3節の手当等ということで処理をしている現状でございます。一応どちらが良いかということところにつきましては、多分市町の判断でできることはできるのではないかと考えておりますけども、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お疲れ様でした。

それでは2時30分まで休憩をいたします。

（休憩 14時14分～14時32分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。ただいまより議案第70号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の審査は全て終了をいたしました。

これにて閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉会 15時19分）

委員長